最終更新日：2020年9月30日

北川精機株式会社
代表取締役社長 内田 雅敏
問合せ先：執行役員財務部長 西田　圭司
証券コード：6327
http://www.kitagawaseiki.co.jp

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1．基本的な考え方

当社は、経営理念である「英知と創造」を具現化し、企業活動を支えているすべてのステークホルダーと良好な関係を築き、企業価値を継続的に高めていくためには、経営判断の迅速化、経営の効率化・健全性の向上・透明性の確保がもっとも不可欠であると認識しております。その実現のために、当社はコーポレート・ガバナンスの構築を、経営上の重要な課題のひとつと位置づけております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、ＪＡＳＤＡＱ上場企業として、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。本欄に記載すべき事項はありません。

2．資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
北川精機取引先持株会	733,900	9.60
北川　一子	636,900	8.33
内田 雅敏	579,000	7.57
株式会社広島銀行	347,000	4.54
北川 義行	322,600	4.22
河原　栄	257,600	3.37
内田　由美	230,500	3.01
株式会社マンセイ	142,000	1.86
北川　薫	120,400	1.57
大栄鋼業株式会社	111,000	1.45

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3．企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	6 月
業種	機械
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4．支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5．その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1．機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	14 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	5 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
田邉 知士	税理士								○			
渡辺 純夫	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h 上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
田邉 知士	○	○	当社は、同氏が経営する税理士事務所と顧問契約を締結しておりますが、報酬額は税理士事務所売上高の2％未満、当社売上高の0.1％未満と寡少であります。 税理士法人田邉会計事務所　所長	税理士としての専門的な知見、企業会計及び税務に関する豊富な経験を有しており、業務執行の適法性確保及び中立的な立場から業務執行に対する監督や、取締役会における議案・審議等への有益な助言など、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任しました。 また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。

渡辺 純夫	○	○	―――	㈱北川鉄工所（上場会社）の取締役常務を務めたこともあり、経営者としての豊富な経験と幅広い見識を有しており、業務執行の妥当性のチェックや、取締役会における議案・審議等への有益な助言など、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、選任しました。 また、当社との間に特別な利害関係はなく、一般株主と利益相反の生じるおそれがないため、独立役員として指定しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	委員長（議長）
監査等委員会	3	1	1	2	社内取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無	なし

現在の体制を採用している理由

監査等委員会は、内部統制システムを利用して監査を行うこと、また、監査等委員の内、社内取締役1名が常勤することから、現在は監査等委員会の職務を補助すべき使用人は置いておりません。
なお、監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は必要な使用人を配置することを定めており、当該使用人は監査等委員会の指揮命令下におき、人事異動等については監査等委員会の同意を要することとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は、定期的に（原則として四半期毎）、内部監査室及び会計監査人から監査計画の概要、監査結果、内部統制システムの状況及びリスクの評価等について報告を受け、質疑応答及び意見交換を行うなど、相互に緊密な連携を図ることとしております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【独立役員関係】

独立役員の人数	2 名

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、中長期的な当社グループの業績拡大及び企業価値の向上に対する貢献意欲を一層高めることを目的に、第1回業績目標コミットメント型有償ストック・オプション（2014年9月3日開催の取締役会決議）を実施しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役

該当項目に関する補足説明

当社は、業績目標達成に大きく貢献できる者に対して付与しております。付与数は、役職・過去の業績貢献度及び将来への期待を勘案して決定しております。
なお、未行使残高はありません。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2020年6月期における取締役に支払った報酬等の総額
取締役(監査等委員を除く。) 3名 66百万円
監査等委員(社外取締役を除く。) 2名 8百万円
社外役員 2名 4百万円
なお、上記には、2019年9月26日開催の第63期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役(監査等委員を除く。)1名、監査等委員(社外取締役を除く。)1名を含めております。
また、上記の報酬等の総額には、当事業年度における賞与が、取締役(監査等委員を除く。)10百万円、監査等委員(社外取締役を除く。)1百万円、社外役員0百万円が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員を除く。)及び監査等委員の報酬等の額は、株主総会において決議されたそれぞれの上限額の範囲内において、取締役(監査等委員を除く。)については、報酬に関する社会的動向、会社の業績、経営内容、経済情勢、並びに役職・職責などを考慮して、社外取締役が過半数を占める監査等委員会の検討を経たうえで、取締役会の決議にて決定し、各取締役(監査等委員を除く。)への配分は、代表取締役社長の内田雅敏氏に一任し、監査等委員については、監査等委員の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役2名は全て監査等委員であります。
このため、社外取締役を直接サポートする専従スタッフはおりませんが、常勤である監査等委員(社内取締役)が、取締役会開催前に議案等の説明を行うなど、他の社外取締役と密に連絡をとることで、情報の共有化を図り、取締役会において社外取締役が発言しやすい環境を整えるなどしております。
人事総務部は、取締役会及び監査等委員会の開催に際し、書面にて開催日時・議題等の連絡をしたり、必要に応じて、財務部・人事総務部が事前に資料配布及び説明をする等、適宜サポートも行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

取締役会は、2名の取締役(監査等委員であるものを除く。)及び3名(うち社外取締役2名)の監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)の合計5名で構成され、3か月に1回開催する定例の取締役会のほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。議長は、代表取締役社長内田雅敏が務め、法令で定められた事項や経営上重要な意思決定を行うとともに、各取締役の業務執行を監督しております。なお、当社取締役会は、迅速な意思決定と効率的な業務執行を行うため、重要な業務執行の一部を代表取締役社長に委任しており、代表取締役社長は重要な業務執行を行った場合は、取締役会に報告し、取締役会は審議しております。なお、当社は、株主及び投資家などの皆様からの信認を更に確保するため、取締役会を「社外取締役を中心とした取締役会」としております。
経営会議は、常勤取締役及び執行役員で構成され、必要に応じて部課長の出席も求め、少なくとも月1回は開催しております。議長は、代表取締役社長が勤め、取締役会等で定めた当社グループの経営計画・予算等の進捗状況の報告・審議を行うとともに、中でも、重要な案件はあらかじめ十分な審議を行い、取締役会等で決定し、意思決定の迅速化と業務執行の効率化に努めております。なお、代表取締役社長が、重要な業務執行を行った場合には、必要に応じて経営会議に報告しております。
また、経営の意思決定・監督機能と業務執行機能を分離し、経営環境に応じた迅速な意思決定と業務執行の効率化、監督機能の強化を図ることを目的に2005年7月より執行役員制度を導入しております。
監査等委員会は、常勤の監査等委員である社内取締役1名及び非常勤の監査等委員である独立社外取締役2名の合計3名で構成され、3カ月に1回開催する定例の監査等委員会のほか、必要に応じて臨時監査等委員会を開催しております。議長は、常勤監査等委員小林由和が務め、取締役(監査等委員であるものを除く。)の指名・報酬について、事前に十分な検討を行ったり、内部監査室からの報告その他内部統制システムを通じた報告に基づき、必要に応じて別段の報告を求め、意見を述べるなど、組織的な監査を実施しております。常勤の監査等委員を選定している理由は、監査等委員会の監査・監督機能を強化するため、取締役(監査等委員であるものを除く。)からの情報収集及び重要な社内会議における情報共有並びに内部監査室と監査等委員会との十分な連携を高めるためであります。
内部監査は、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、子会社を含めた各部門の資産・会計・業務等の全般に関して経営方針・関係法令・社内規程等に準拠して適正に行われているか定期的に内部監査を実施するとともに、必要に応じて改善・提言等を行っております。
このほか当社は、当社グループのコンプライアンス体制を強化するため、コンプライアンス委員会を設置しております。取締役会直轄のコンプライアンス委員会は、代表取締役社長を委員長とし、内部監査室長(代表取締役専務)、常勤監査等委員、コンプライアンス責任者で構成され、3カ月に1回開催する定例委員会のほか、必要に応じて臨時委員会を開催しております。議長は、代表取締役社長が務め、基本方針の決定、教育や提案等の検討をしております。また、違反の疑義等が生じた場合の評価と対応方法や再発防止策を協議したり、制度・規程の見直しを行うとともに、重要事項については取締役会及び監査等委員会に報告しております。コンプライアンス責任者は、当社グループの役職員に、コンプライアンス委員会の基本方針に従い、教育・啓蒙活動の他、報告・相談の受付、内部通報制度の利用を促進しております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図るため、社外取締役を過半数とする監査等委員会を設置することで、取締役会の業務執行に対する監査監督機能の強化、及び社外取締役の経営参画によるプロセスの透明性と効率性の向上が図れるため「監査等委員会設置会社」を当社の機関設計として採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1．株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
その他	招集通知発送日より前に東京証券取引所への開示・当社ホームページに掲載し、招集通知の早期開示に努めております。 株主総会において、スライド資料を使用して事業報告や経営理念、中期経営計画に基づいた経営方針等を説明しております。また、株主総会総会終了後の株主懇談会においても、スライド資料を使用して当社事業内容や事業環境、今後の課題などを説明し、より深く株主総会出席者に当社を理解していただけるよう努めております。 なお、本年の株主懇談会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、開催しておりません。

2．IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	情報開示の基本方針に加え、情報開示の方法、情報開示をお断りする場合、沈黙期間の設定、インサイダー取引の未然防止につき定めております。 当社ホームページに掲載しております。 http://www.kitagawaseiki.co.jp/ir_disclosurepolicy.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	東京において、機関投資家向けに決算説明会を年2回実施し、決算情報や事業の近況、経営戦略等について、代表取締役社長自ら説明しております。 決算説明会資料や情報については、当社ホームページに掲載しております。 http://www.kitagawaseiki.co.jp/	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信、その他の適時開示資料、有価証券報告書、四半期報告書、財務データ、株主総会の招集通知、事業報告書、決算説明会資料、コーポレート・ガバナンス資料等を掲載しております。 なお、有価証券報告書、四半期報告書等はEDINETへの接続方法を掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	財務部・人事総務部が連携して、株主、投資家に関連する活動全般を行っております。	

3．ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	コンプライアンス規程、コンプライアンスガイドライン等法令遵守に関する規程を整備し、すべてのステークホルダーから信頼を得るように万全を期しております。
環境保全活動、ＣＳＲ活動等の実施	環境国際規格ＩＳＯ14001を認証取得し、環境保全活動に取り組んでおります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	ディスクロージャーポリシーに従い、社外への情報提供を行なっております。適時・公正・公平なディスクロージャーの推進による経営の透明性向上に取り組んでおります。
その他	従業員の女性比率は、１０％弱と低いこともあり、役員・管理職の女性比率は0%でありますが、女性の昇格・昇進については、採用・配置・昇進などあらゆるステージにおいて性別による区別はなく、実力や成果に応じた評価を行っております。 また、女性従業員の結婚・出産等による退職は、会社の損害であると考えており、女性従業員が安心して働き続け、能力を発揮することができる職場環境作りに取り組んでおります。 過去約15年間の育児休業後の職場復職率は100%であり、退職者はおりません。

Ⅳ 内部統制システム等に関する事項

1．内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、実効性のある内部統制システムの構築と法令遵守体制の確立に努める。

② 当社は、コンプライアンスを統括する組織として、社長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス体制の構築と推進を行う。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

「文書保存規程」に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書又は電子的媒体に記録し、保存する。取締役は、「文書保存規程」により、常時、これらの文書等を閲覧できる体制を整備する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 各部門長は、「職務決裁権限規程」で付与された権限の範囲で職務を遂行し、その権限を越える場合は、「稟議規程」に定めるところの担当役員以上の決裁を受けることにより、事業の損失（リスク）を管理する。

② 事業遂行部門に対する内部統制機能を担う部門として財務部を位置づけ、各事業のリスクを監視する。

③ 内部監査室はリスク管理の状況に関して調査を行い、代表取締役をはじめ各取締役（監査等委員である取締役を除く。）並びに監査等委員会に報告する。その報告に基づき問題点の把握を行い、リスク管理体制の見直しを行う。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 取締役会において、経営の基本方針、経営戦略を決定するとともに中期経営計画、年度予算の具体的な経営目標を定め、進捗状況を定期的に確認しその達成を図る。

② 取締役会は、各取締役の権限、責任の分担を適正に行い、会社の経営に関する意思決定及び執行を効率的に行う。

③ 取締役会は、「職務権限規程」「稟議規程」「関係会社管理規程」等を整備し、適切な監督体制を構築する。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

① 当社は、当社が定める「関係会社管理規程」に基づき、子会社の営業成績・財務状況その他の重要な情報について、当社への定期的な報告を義務づける。

② 当社の取締役会は、子会社の各々担当取締役を任命し、子会社の事業運営について監督するとともに、定期的に子会社の業務及び取締役等の職務執行状況の報告を受ける。

③ 当社は、当社グループ全体のリスク管理の責任部署を当社の財務部に定め、グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理する。

④ 当社は、年度計画に則り、当社グループが達成すべき目標を明確化するとともに、子会社ごとに業務遂行状況の評価・管理を行う。

⑤ コンプライアンス委員会は、当社グループの「コンプライアンス規程」「コンプライアンスガイドライン」の見直しをするとともに研修等を実施し、当社グループ全ての取締役及び使用人に周知徹底を図る。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する事項

① 監査等委員会が、その職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、必要な人員を配置する。

② 当該使用人の人事異動、人事評価及び懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとする。

③ 当該使用人は、監査等委員会の指揮命令下に置くものとする。

(7) 監査等委員会への報告に関する体制

① 当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社の業務又は業績に影響を与える重要な事項について監査等委員会に報告する。

② 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社の監査等委員会から業務執行に係る事項について報告を求められたときは、速やかに適切な報告を行う。

③ 当社グループの取締役（監査等委員である取締役を除く。）及び使用人は、当社グループに多大な損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、「内部通報制度規程」に基づき遅滞なく当社の監査等委員会に報告する。

④ 監査等委員会に報告をした者は、その報告をしたことを理由として、不利益な取り扱いを受けないものとする。

(8) 監査等委員の職務執行(監査等委員会の職務執行に関するものに限る。）について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員がその職務の執行について必要な費用の前払い等の請求をしたときは、速やかに当該費用又は債務を処理する。

(9) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査等委員は、定期的に代表取締役と情報共有を行う機会を確保されるとともに、業務の意思決定に至るプロセスのほか、監査に必要な情報を把握するため、取締役会、経営会議及びコンプライアンス委員会のほか重要な会議に出席する。

② 監査等委員会と内部監査室並びに会計監査人は、定期的な協議の機会を設けて連携を図る。

2．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、企業及び市民社会の秩序に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、外部専門機関と連携しながら断固として対決し、一切の関係を遮断する姿勢で臨むことを基本方針とする。

Vその他

1．買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2．その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

【適時開示体制の概要】
当社は、株主・投資家の皆様に適時・正確かつ公平な情報を提供するため、諸法令及び東京証券取引所の定める適時開示に関する規定（以下「適時開示規則」という）に従い、当社グループに関する重要な情報を、迅速に継続して開示するとともに、当社グループをご理解していただくために有用と思われる情報についても、積極的に公平に開示することを、基本方針としております。

1．会社情報の適時開示の方法
当社では、財務部が情報取扱責任者（財務部長）の指示により、適時開示資料を作成し、TDnetを通じて開示を行っております。また、同システムにより公開した後は、速やかに経営企画室が当社ホームページに掲載しております。

2．会社情報の適時開示に係る社内体制の状況
当社及び子会社において内部情報が発生した場合、各部門長はただちに情報取扱責任者に報告します。情報取扱責任者は必要な情報・資料を収集し関係部門長と協議する等、事実関係を迅速に把握しております。
情報取扱責任者は、開示すべき会社情報の正確性と開示制度・基準との適合性を確保するため、社内の「内部情報管理規程」に従い、協議・相談を行う他、必要に応じて、東京証券取引所・顧問弁護士・監査法人・証券代行機関・幹事証券会社等に相談・確認を行い、アドバイスを受けて慎重かつ正確な開示に努めております。

3．東京証券取引所への適時開示
重要な決定事実については、取締役会又は代表取締役社長承認後、開示が必要となる場合には速やかに開示します。
重要な発生事実については、情報取扱責任者が代表取締役社長に報告のうえ、適時開示規則に従い、必要に応じて速やかに開示します。
決算情報については、財務部が中心となり、決算開示資料（決算短信・四半期決算短信）を作成し、取締役会承認後、速やかに開示します。

4．沈黙期間の設定
当社は、ステークホルダーの皆様への公平性を確保するため、通期及び各四半期決算期日の翌日から決算発表日までを沈黙期間とし、決算・業績見通しに関する一切のコメントを差し控えることとします。ただし、公表している業績予想と大きく乖離する見込がこの沈黙期間中に生じた場合には、適時開示規則に従い情報を開示します。

5．インサイダー取引の未然防止
当社は、インサイダー取引を未然に防止するため、内部情報の適切な管理及び株式の売買などについて遵守すべき事項を社内規程に定め、社員へ周知徹底しております。

コーポレート・ガバナンス体制（模式図）

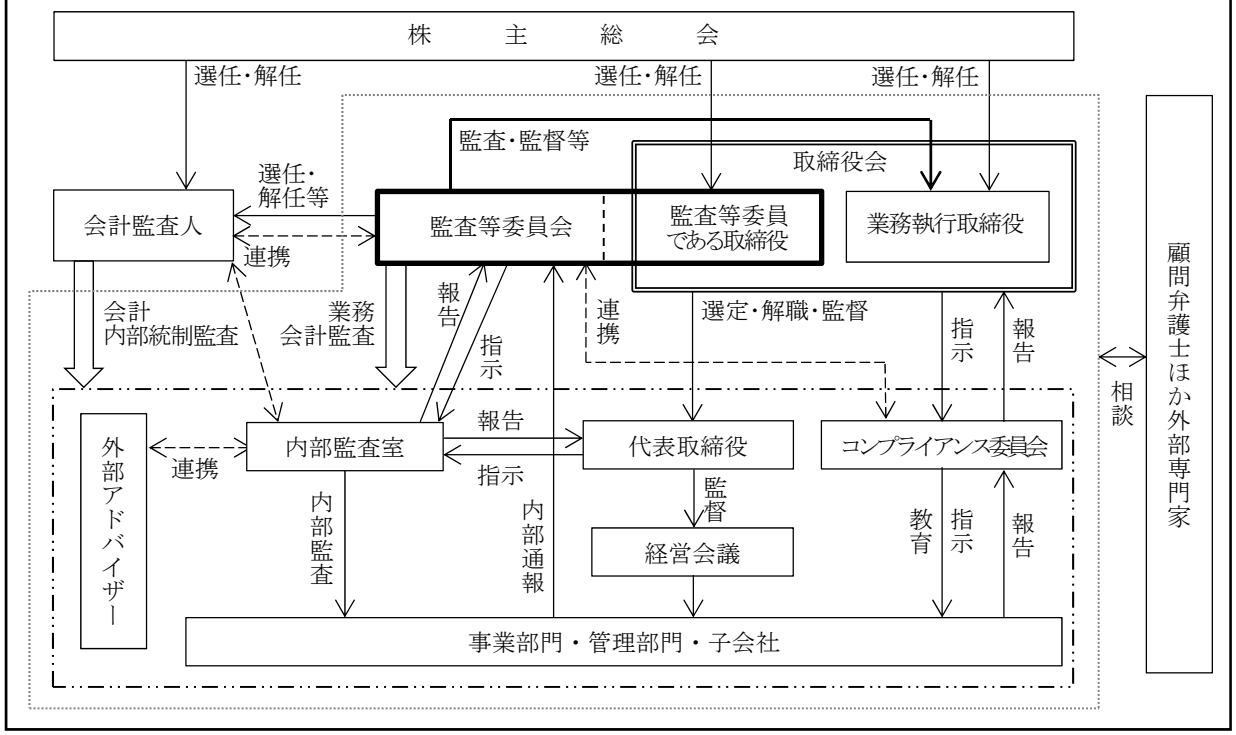
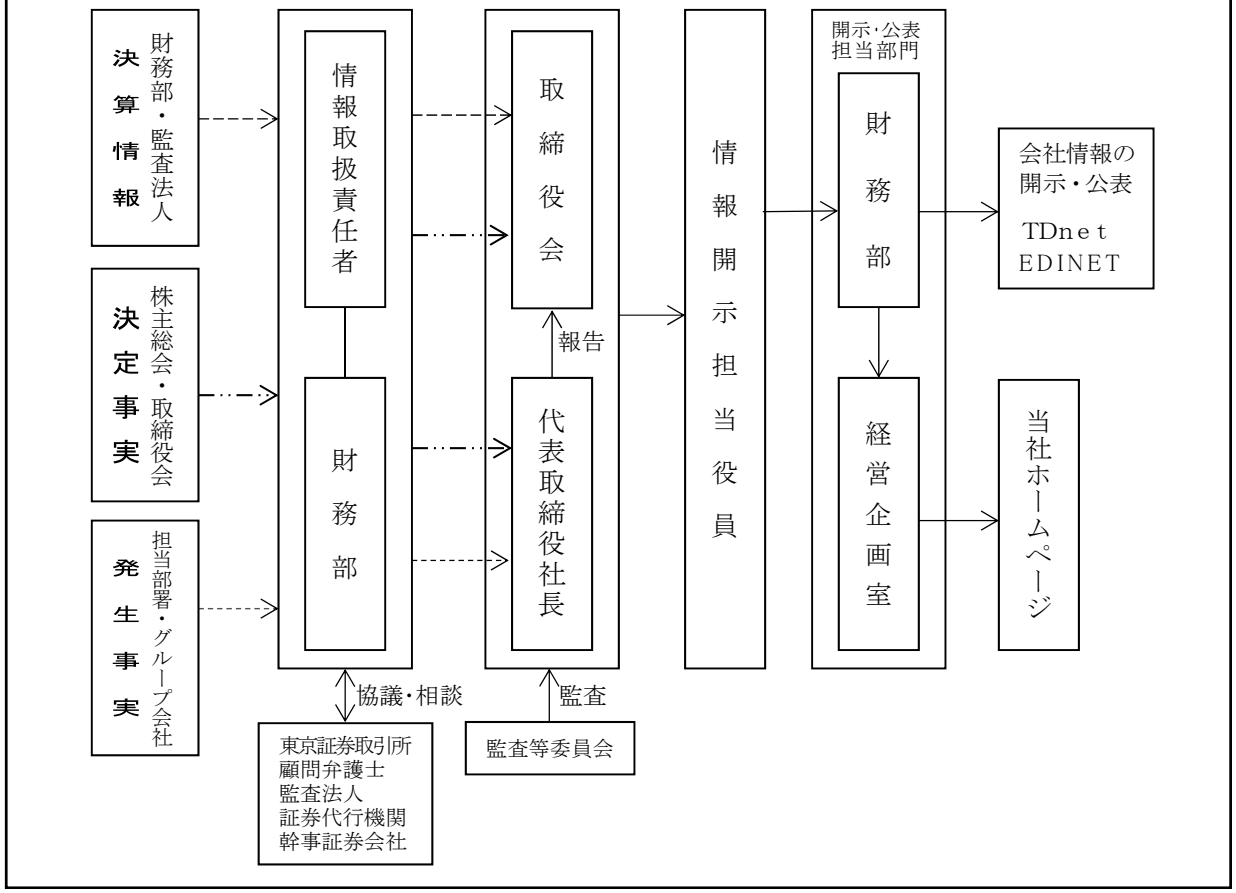
会社情報の適時開示に係る社内体制（模式図）